

補助金請求書類の提出チェックシート

	【注意事項】 交付決定日から令和6年2月20日まで に支払いを完了している金額が補助の対象となります。 交付決定日より前に支払いをした場合、その申請は無効となりますのでご注意ください。 なお、押印は省略して構いません。	チェック欄
1	様式5 令和5年度 導入支援補助金請求書 ※ホームページからダウンロードし、付属の「補助対象機械等の詳細一覧表」と併せて記入し、提出して下さい。 ※「支出額」は、補助対象機械に対して支払った金額の合計額です。 ※「交付決定額」は、交付決定通知書に記載されています。 ※「請求金額」は、原則「交付決定額」と同じ金額になります。	
2	売買契約書(写) 【一括支払】	
3	ローン契約書(写) 【分割支払】	
4	納品書(写) ※納品書の発行可否については、あらかじめ購入先に必ずご確認ください。 当補助金の申請においては必ず提出していただきます。	
5	請求書(写) ※必ず「建設機械本体の型番と金額」「補助対象装置の名称と金額」が明記されているものを提出して下さい。 ※補助対象装置の名称については建災防ホームページを参照して下さい。	
6	領収書(写) ※上記[2.納品書]及び[3.請求書]と金額が一致し、補助対象機械の金額を支払い済みであることが証明できるものを提出して下さい。 ※振込でお支払いの場合は、振込明細表、振込が証明できるページの写し等を提出して下さい。	
7	製造銘板の写真 ※契約書、納品書、請求書に記載の製造番号が実機のものと同じであることが証明できる写真を提出して下さい。	
8	機械全体の写真 ※安全装置の装着状態が分かる写真を提出して下さい。	
9	【車検を有する場合のみ】 車検証 (写)	
10	【積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ】 購入した機械が（一社）日本クレーン協会規格 JCAS2209-2018「積載形トラッククレーンの過負荷制限装置の基準」に適合していることを証明する書面 ※多くの場合、「JCAS2209-2018 準拠製品 証明書」という名称の書面です。 ※販売店等を通して各メーカーから取得して下さい。	

※提出に当たっては、必ず当該補助金事業の「交付要領」「実施要領」「同意書」をお読みください。